

# 第 3 9 回議会運営委員会記録

令和 5 年 3 月 6 日

【開催日】 令和5年3月6日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後1時53分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村 博行	議員	中島 好人
議員	山田 伸幸		

【執行部出席者】

総務部長	川地 諭	福祉部次長兼健康増進課長	尾山 貴子
------	------	--------------	-------

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	議事係書記	若野 みちる

【付議事項】

- 1 令和5年第1回（3月）定例会に関する事項について
  - (1) 追加議案について
  - (2) 議事日程変更案について
- 2 議会活動の正常化を求める陳情について
- 3 山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 4 その他

全員協議会の開催日

---

午後1時 開会

---

大井淳一郎委員長 ただいまより、第39回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは、まず付議事項1点目、令和5年第1回（3月）定例会に関する事項についてです。（1）追加議案についてということで執行部が来ておりますので、説明を求めたいと思います。

川地総務部長 お疲れ様です。お忙しい中、申し訳ございません。この度、緊急案件としまして議案1件の提出をお願いするものです。内容ですけど、新型コロナウイルス感染症対策としまして、令和5年度もワクチン接種が継続されることが明らかとなったことから、令和5年度一般会計予算に計上している事業の追加ということで、一般会計補正予算第1回の提出をさせていただこうと思っております。概要につきましては、担当部局が説明します。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 この度の補正は、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業について所要の経費を計上するものです。令和5年度以降の新型コロナワクチン接種の在り方については、3月上旬に開催予定のワクチン分科会において、今後、最終的な結論を得る予定となっておりますが、令和5年2月22日付けで、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室から、本事務事業の内容等を踏まえて、順次必要な準備を進めるようにと、令和5年度における追加接種の概要が示されたことから、4月からの接種体制を確保し、速やかに事業を実施するために必要な予算を計上させていただくものです。説明は以上となります。

大井淳一郎委員長 ただいま説明がありましたが、皆さんで確認したいことがありましたらお願いします。（「ありません」と呼ぶ者あり）議案配付はいつぐらいになりそうでしょうか。

川地総務部長 明日には議会事務局に提出する予定としております。

大井淳一郎委員長 皆さんから、よろしいですか。それでは、(1)は以上とします。それでは、御退席願います。お疲れ様でした。

(執行部退室)

大井淳一郎委員長 それでは続きまして、(2)議事日程の変更案について。説明を求めます。

中村議会事務局主査兼議事係長 先ほど執行部から説明がありました議案1件については、3月10日、金曜日午前10時から本会議を開会しまして、まず、当初予定どおりの令和4年度関係の議案の委員長報告から採決まで、そして、本会議初日に議案の提案理由の説明までありました令和5年度関係議案の21件に対する質疑及び委員会付託、それが終わってから、議案1件を上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託という日程変更案を提示しております。それ以外についての変更はありません。以上になります。

大井淳一郎委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さん、よろしいですか。それでは、付議事項1点目は以上とします。付議事項2点目、「議会活動の正常化を求める陳情」についてですが、皆さん裏面にあります内容の陳情です。これにつきましては、共産党議員団の2人に委員外議員としての出席を求めています。

(中島好人議員、山田伸幸議員 着席)

大井淳一郎委員長 それでは、ただいまより付議事項2点目、議会活動の正常化を求める陳情についてです。共産党議員団の2人に来ていただきました。裏面にあります陳情書、項目が大きく3項目に分かれておりますので、今日は事実確認が中心になると思いますが、項目ごとに行きますの

で、よろしく申し上げます。それでは皆さんから、事実確認したいことがあれば挙手をしていただき、それに対して答えていただく形になりますのでよろしく申し上げます。初めに、まず1項目です。具体的には、冒頭から、三文記事が垂れ流されている状況です、までについてとなります。

森山喜久委員 事実確認ということなんで、では、市庁舎において、赤旗の購読、勧誘、配布、集金等を行っていらっしゃいますか。

山田伸幸議員 はい、行っておりますが、これは、政党の議員として当然の活動をしてきたと考えております。また、それは何ら法に触れているとは考えておりません。

森山喜久委員 どういった時間帯でしょうか。

山田伸幸議員 時間帯的には、昼休み若しくは業務時間外というのを心がけておりますが、ときにはその中に入ることがあるかもしれません。それは、そのときに応じて配布等を行っております。

森山喜久委員 こっちに書かれている市庁舎管理規則の関係で言えば、それに違反しているのではないかという表現がありますが、違反していたという認識はありますか。

山田伸幸議員 市庁舎管理規則は当然認識しておりますけれど、我々も非常勤とはいえ地方公務員、特別公務員という立場でありますので、ある程度のそういった行動は許されるものだろうと考えております。

森山喜久委員 先ほど、昼休み若しくは執務時間中にも掛かっているかもしれないという話があったんですけど、2段落目にある赤旗の購読勧誘を行っている分で、職員の職務専念義務を邪魔しているのではないかとの

指摘もあるんですが、それについてどうお考えですか。

山田伸幸議員 職務専念義務に違反することはしていないと認識しておりますし、もし時間を取れないと言われれば、無理に割って入ってそういった行為をするということはありません。

大井淳一郎委員長 購読の勧誘について聞いていますが、ほかにありますか。

宮本政志副委員長 冒頭、1行目に「山陽小野田市庁舎管理規則第7条に違反し」とあるんですけど、この第7条を御存じでしょうか。

山田伸幸議員 ここで読み上げなくちゃいけないということですか。はい。

宮本政志副委員長 御存じだということでした。これに違反と書いてあるんですけど、第7条に違反していると思われませんか。

中島好人議員 これは地方公務員法上、公務員の政治的行為に対する制限については、条例でない限り制限できないとなっています。条例上はそうなっています。だから、「物品の販売、宣伝、その他の商行為又はものの勧誘若しくは寄附の募集その他これらに類する行為」とあるわけですね。政党の政治活動については、これは条例でない限りは規制できないと。だから、法の解釈では、こういうものとはまた違うんだとなっています。

宮本政志副委員長 私の質問は、こちらには「違反し」と書いてあるんですけど、では、違反していると思われませんかということなんです。

中島好人議員 したがって、違反していないということです。

笹木慶之委員 法的な見解の部分を示されましたが、申出者につきましては、「違法状態にあることは誠に遺憾である。議会の責任として対応する義

務があると考えています。」とおっしゃっているんですけど、ただ、問題は、執行部からそういう指摘はありませんでしたか。管理規則にどうこうですよということは。

山田伸幸議員 今までもそういった指摘を受けたことはありませんし、私たちも業務妨害をしたという経験はありません。

大井淳一郎委員長 よろしいですか。そのほか、購読勧誘について。

宮本政志副委員長 上から6行目と7行目、「「明るいまち」には、想像だけで事実確認もしていない記事」とありますが、このことについてはどう思われますか。

大井淳一郎委員長 「明るいまち」のほうに入りました。そちらのほうでどうぞ。

山田伸幸議員 「明るいまち」についてこのように書かれるのは、私たちは心外であります。他人を誹謗中傷だとか、三文記事とまで書かれておるわけですが、それは、これを書かれた人の受け取り方であって、そんなことではないと私は考えております。

伊場勇委員 「明るいまち」について、事実確認もしていないと書かれていますが、記事の内容については、しっかり事実確認をされているという認識の下で書かれているということですね。

山田伸幸議員 限界はありますが、事実確認をできないようなことを書くことは基本的にはないと考えております。

宮本政志副委員長 言葉尻を取るわけじゃないですよ。基本的にはないとおっしゃったんですが、全くないんでしょうか。それとも、基本的にはとい

うことは、あるときはあるということですか。

山田伸幸議員　ですから、この陳情書が書いているように、受け取り方によってはそうなんだなとしか思えません。

中島好人議員　質問されていないですが言います。委員会ということで、僕はこれが上程された際に、委員長に対して、「一つの政治団体の代表者から出て、一つの政党に対してうんぬん申し入れること自体がおかしい話だ。取り上げるべきではない」と主張したことを思い出したわけですが、それぞれの政党が、それぞれの責任の中で、そういう文書を発行しています。そのことについてね、議会がどうこうというか、審査するということが自体がどうなのかと思ったから、取り上げるべきではないと主張したわけです。本来、各政党が責任を持って発行したものに対して、各政治団体の代表が、これはおかしいんじゃないかと議会に求めたり議会の中で審査してほしいと言ったりしていいのか。いちいち議会が取り上げていいものか。そもそも、この陳情者自体は、共産党市議団をぶっ壊すと言っている。この目的のためにだけに出された陳情を、まともに取り上げて、どうこうと審議していくという今の在り方で本当にいいのかと。反対に僕はそう思いますけども、どうなんでしょうか。

大井淳一郎委員長　これにつきましては御意見として受け止めますけれども、陳情書については、日本国憲法第16条で保障されている請願権を基に出されておりますので、形式が整っている限り、平穩に出されているものであれば受理せざるを得ないというのが見解となります。おっしゃりたいことは、今言われたとおりだと思います。言われたとおりに受け止めます。

森山喜久委員　議員の地位を利用し、不当に赤旗の購読勧誘を行っておると書かれています。この事実確認をお願いします。



山田伸幸議員 議員の地位を利用しというのが、私はよく分かりません。誰か職員を引っ捕まえて、その人に対して、「取れ」とか、そういうことをしたことは全くありませんし、必要な情報はこういう形で出されているということを行うことありますけれど、私たちが地位を利用して上から押しつけるような形でやったということはありません。

中島好人議員 聞かれているわけではないですけど、言います。やはり政党の機関紙を購読するということは、本来、本人の自由であり、任務を遂行するために政党機関紙を活用するということは、全国の自治体でも広く進めている実態があるわけです。これを制限することはできないと司法でも認めているわけですね。そういうことはできないということは、川崎の裁判所で判決がもう出ている。読み上げましょうか。いやいや、川崎の判決を読み上げましょうか。必要か必要じゃないかで。

大井淳一郎委員長 どうぞ。

中島好人議員 これは、横浜地方裁判所の川崎支部が、市職員が政党機関紙を購読して、各種の情報を入手し、それを職務上に生かすことは最大限に尊重されるべきであって、いかなるものであっても、それを制約することは許されないことは当然であると。これが地裁の判決の結果です。以上です。付け加えて言っておきます。（聴取不能）

中島好人議員 今までも、政経ジャーナルという公のね、県に提出されて、もう代表としてきちんと出ているわけですから、これは、ここに名前だけでちゃんと書いてないからといって、そういうことが通用する問題じゃありません。もう、そういうことは公になっているわけだから。私はそう思います。

大井淳一郎委員長 ただ、今この陳情書を見る限り、住所と名前しか書かれていませんのでね。例えば、その上で高松議長の名前書かれているんです

が、これは公人としての高松秀樹様ということで、この肩書があるからこうなるんで。政治団体の名前が、樋口さんの場合、今回書かれていないので、個人として出されているという認識だと思います。ですから、今、政治団体の代表と言われた発言が違うんじゃないかということです。1項目めについて、よろしいですか、事実確認は。（「はい」と呼ぶ者あり）これは、以上とします。続いて、「また、庁内の部署において」というところと、「議会の横暴であると考えます」までです。立入禁止区域のところについてです。

山田伸幸議員 この部分の指摘についてですが、執行部は職員以外立入禁止区域としております。私たち市議員は、先ほど言ったように地方公務員としての特別な任務もあろうかと思えます。そこで仕入れた情報を勝手にどんどん流したり、流すべきでない情報を流出させたりということはしていないし、それを誰かに告げたりしたこともありません。立入禁止区域というのは、ここは入ってはいけませんよというように赤色と黄色で示されておりますが、それについては守っていますし、一般のところでも「ちょっとええかいね」という形で、「ええよ」と言われたところは、そこで執行部が椅子を用意して話をするということはよくありました。

中島好人議員 付け加えて言いますけども、私たちも、要するに非常勤の特別職であるということもあって、配布や集金については常識的な範囲で行ってきたと思っています。この指摘を受けて、より厳密にすべきではないかということで、議員団で話し合っ、今後はそこに入らない、カウンターの中に入らないと。現在では、そういう方向を取っております。

大井淳一郎委員長 ちょっと2人、マイクを切ってください。

森山喜久委員 確認なんですけど、赤色と黄色の職員以外立入禁止区域の部分には入っていないということですか。

山田伸幸議員 入ることはありませんけれど、いろんなことで部長とか課長とかと話すことがあったときに、どうぞと言われたら入っております。

森山喜久委員 赤色とか黄色の部分が明確でないところには、カウンター内にも入っているということでもいいんですか。

山田伸幸議員 明確でないというところが、カウンター自体一続きで、その端っこに黄色いのがあって、その先にはない場合もありますけれど、入っているときは、大体の場合に許可を得ています。しかも、先方から椅子を広げて、どうぞ座ってくださいということはよくあります。ただ、最近はこの指摘を受けてから、そういったことをしないように気を付けて、あるときは執行部の方に声を掛けて、カウンターに呼び出して話をするということはありません。

宮本政志副委員長 入るときがあるとおっしゃるのは、そもそもこの陳情書は、赤旗の購読勧誘とか配布とか集金等という行動の前提がうたってありますから、赤旗に関係することで、部長とか課長が「入っていいですよ」と言われたときに入ったことがあるのか、あるいは赤旗とは関係なく、議員として担当課に用事があって、行ったら「入っていいですよ」と言われたとき、どちらですか。両方ですか。

山田伸幸議員 いろいろです。やはり相手が忙しくしていたり、周りに職員がいてとてもそういう状況ではなかったりというときは入っておりませんし、それは常識の範囲内です。（発言する者あり）いや、だからそれは良識の範囲内で行動しています。

大井淳一郎委員長 確認しますが、赤旗の購読勧誘のときも含めて、状況によってはカウンター内に入ったことがあったということによろしいですか。

山田伸幸議員 ですから、それは許可を得た上でのことです。

大井淳一郎委員長 はい、分かりました。

中島好人議員 付け加えてもう一度言いますが、現在は一切カウンターの中に入らないようにしているということです。これは、僕らもやっぱりある意味では指摘を真摯に受け止めて、改善すべき点は改善していくという態度を持っていますので、現在は一切ありません。

宮本政志副委員長 議員の議案審査権の前では全ての個人情報が出してもよいとの考え方は間違っているとあります。このことに関しては正しいと思われませんか。

山田伸幸議員 なぜ、このように書かれたのかは分かりませんが、個人情報が流出していいはずがないし、それをあたかも個人情報を得るために私たちが入っているというような書き方をされるのは心外であります。

大井淳一郎委員長 そのほか、この項目で、よろしいですか。笹木委員もよろしいですか。（うなずく者あり）では、続きまして、「さらに、山田議員は」からの項目です。街宣のところですね。

伊場勇委員 竜王中学校正門前において、街宣活動を行ったことがあるのかどうかを、まずお聞きします。

山田伸幸議員 私どもは街頭宣伝をいろんなところでやることがあります。ここに書かれている、竜王中学校門前で選挙期間中にやったことはあります。しかし、それは授業時間外というのははっきりしております。私は、病院の近くだとか、あるいは学校の近くとかでやるときには、授業が行われていたり、あるいは診療が行われていたりということが明らかである場合は、絶対にそういったところの近くではやりません。ここに書かれている場所は、教育委員会の管理地であることが明確になっている札

もないですし、私たちは、政治活動の自由としていろんなところで街頭宣伝を行っているわけでありまして、そこでやるなど言われることもあります。そういった場合は、速やかに撤退して、そこを離れるようにしております。

伊場勇委員 場所については、許可を取るのは当然だという文章がありますが、このことについて、今のお話によると、所有者の許可を取られていないんですかね。

山田伸幸議員 許可を得なくちゃいけないところもあるので許可を得たことはありますが、それ以外でこちら側がわざわざそこを調べて、誰の所有か調べてから街頭宣伝をするということはありませんでした。しかしながら、こういったことを指摘されるということが、やはりどういったものなのか、私たちの政治活動の自由に対する干渉であると、はっきりと考えますし、私たちは、こういった政治活動の自由をこの場で取り上げること自体が問題であると考えております。

宮本政志副委員長 今の伊場委員の質疑にも関連しますが、真ん中の2行目の終わり頃に、「そもそも市保有の土地であろうと誰の土地であろうと、了承を得てと書いてある。このことについての山田議員の答弁からすると、許可はそもそも全く必要ないというように受け止められたんですけど、どうですか。許可は必要ないよ、街宣をやっていて、出ていけと注意されたら、すぐ出ていっていますよというように受け止めたんですけど、どうですか。

山田伸幸議員 そもそも私たちの選挙期間中、期間外にかかわらず、政治活動の自由として、街頭宣伝活動を行っております。様々なところで行っておりますし、1か所だけ許可を得たらやってもいいよというところを知っておりますので、そこについては許可を得た上で行っております。これまで、かなりの期間で行っておりますが、今まで、「そこはうちの土

地だからやるな」と言われたことはありません。そこまで配慮する責任があると言われれば、その方の受け止めであって、もし皆さんがそう思っておられるのは、もっとたくさん、いろんな苦情が私どものところにあるかと思いますが、そういった苦情が寄せられたこともありません。

宮本政志副委員長 いや、山田議員、少し違うんです。私が聞いているのは、そもそも許可は必要ないと思っていらっしゃるのかどうかなんです。

山田伸幸議員 許可を求められるのであれば、許可を求めます。許可していただくようにお願いします。しかし、私も1日に何十か所もやったこともありますけれど、そこで全ての許可を得るということはしておりません。

大井淳一郎委員長 1点だけ確認したいんですが、教育委員会が管理する土地だと認識して、街宣活動をしていたという理解でよろしいでしょうか。

山田伸幸議員 そこにはそういった表示はまるでありません。何も書いておりませんし、そこが、教育委員会の敷地外という認識しかありませんでしたので、そこが管理地であるというのは、この陳情書が出て初めて知りました。

大井淳一郎委員長 この項目、よろしいですか。それでは、全体的に皆さんから何か聞きたいことがあればお願いします。事実確認はよろしいですか。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）笹木委員もよろしいですか。（うなづく者あり）創政会もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

中島好人議員 前に本人が出てきたときに、共産党市議団をぶっ壊すと。そういう形の中でこの陳情書が出されているわけですよ。だから、飽くまでも、そこが主眼ですよ、この陳情書自体は。ということは……（発言する者あり）いやいや、そういうことでしょ。ずっと言っていたでしょ。フェイスブックを読み上げましょうか。

大井淳一郎委員長 それは結構ですけど。

中島好人議員 彼のフェイスブックを読み上げましょうか。彼も喜ぶんじゃないですか。宣伝してくれているって。

大井淳一郎委員長 中島議員、それは結構です。

中島好人議員 いいですか。喜ぶんじゃないですか。

大井淳一郎委員長 フェイスブックのことは別に。伊場委員が言われているのは、市議団をぶっ壊すとかぶっ壊さないとかではなくて、形式を見ると、個人名で出されていて、政治団体ではないんじゃないかということで、そこだけ訂正されればいいんじゃないですか。別に、内容を認めたわけではないので、そこだけ。

中島好人議員 例えば、僕らが日本共産党名を出さずに、中島好人議員で出したら、これは共産党じゃないとなるわけですか。

大井淳一郎委員長 内容にもよりますが、個人となるでしょうね。

宮本政志副委員長 中島議員、飽くまでこの陳情書はこの陳情書です。例えば、別の陳情書を同じ方が政治団体の代表として出されたものは、またそれは別々の陳情書になりますので、飽くまでこれは個人の名前で出されてきた一つの陳情書と受け止められませんかね。そうするといろんな関連性を見て、先ほど「政治団体の」とおっしゃったことに関しては、訂正されたらいいと思うんですけど。

中島好人議員 先ほども言ったように、内容によるんですよ、内容に。これは一個人のという内容ではないでしょ。共産党に対する、市議団に対する、

そういう攻撃的な内容になっているわけですから、それはもう明らかにこの政治団体としての主張として捉えてしかるべきじゃないか。内容によると思います。

大井淳一郎委員長　ただ、共産党市議団を個人は攻撃しないわけではないですし、個人でもあろうとも団体であらうともあり得ることなので。形式の話ですよ。この中身を、認めるわけではないので、個人として出ているわけですから、そこだけだと思いますよ。

山田伸幸議員　個人と言われましたけれど、政治団体の代表者ということもこれは変えようがない事実として、厳然としてあるわけですよ。現にそのように使い分けをしておられるわけですが、このときの陳述も聞きました。そしてこの内容を見ても、政治的な内容が満載じゃないですか。これは、個人が、例えば、子育て支援のためにこういう政策を是非とも議会で採用してくださいというような陳情であるならそのようにも考えられますけど、これは飽くまでも政治的な内容を持った陳情としか思えないわけですよ。これが政治的な内容がないと言えるわけがないんですよ。ですから、政治団体の代表者と言わざるを得ないですね。

中島好人議員　私たちの立場はそういうことですが、上程されたときに、私がおかしいことを指摘して、大井委員長が答えたんで、そのことがおかしいと、委員長報告に対して再度ただしたわけではないんで、ここでずっと通してもなんですから、一応それなら、それは形式上でいいでしょう。それはもうそこで、ずっと平行線で、僕も上程された際に、言わば折れたような形になってしまっているから、私の責任でもあると思うんで、いいですよ。

大井淳一郎委員長　その部分だけ訂正されるということです。そのほかは、皆さんのそれぞれの主張で、御意見ですので。そのほかは全体的によろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）この件については、以上とします。



お2人様、お疲れ様でした。

(中島好人議員、山田伸幸議員 退室)

大井淳一郎委員長 それでは、ちょっと暫時休憩します。

---

午後1時39分 休憩

---

---

午後1時47分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。先ほどの議会活動の正常化を求める陳情について、お2人から意見を聞きました。今後の対応なんですけれども、先般の伊場議員がこの件について一般質問をされました。それを受けて、執行部がアンケート調査等をして、資料がある程度固まっております。これは伊場議員の議員活動だったんですけれども、議会運営委員会としまして、議会から資料の提示を求めて、それを基に執行部から事実確認をしたいと思っております。そのような流れでよろしいですか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)今後、そのようにさせていただきます。それでは、続きまして付議事項3点目、山陽小野田市議会の個人情報保護に関する条例についてです。これは、先般の議会運営委員会の中でお示しした条例案がありますけれども、これを本定例会の中で提出に向けて協議しているところです。これについて皆さんから、ここはこうしたほうがいいのかとかあれば言っていただいで、もしなければ、この案のとおりいきたいと思っております。

伊場勇委員 事務局からお示しいただいたものでよろしいかと思いますが、確認したいところが2点ありますので、それについて質問させていただきます。まず1点目については、第17条です。登録簿については全国議長会に示されたものには載っていないんですけれども、本市議会としてこの登録簿には、より詳しく記載されているほうが、のちのち運用しやす

いということだと思っておりますが、その点について御説明をお願いします。

島津議会事務局次長 登録簿については現行の個人情報保護条例にも規定されており、市、それから議会ともに、個人情報を取り扱う場合の登録等について定めており、これを遵守しているところです。この度、執行部のほうの施行条例においても、登録簿をそのまま定められまして、執行部はこれまでどおり登録簿を登録していくという形になります。当然、議会においても、執行部と合わせていくという方針を頂きましたので、この登録簿についても、議会の条例に定め、これまでどおりの運用としていきたいというところです。以上です。

伊場勇委員 もう1点は、最後の審査会、すみません第51条でして、審査会に諮問することができるということなんですけど、市の条例もあって市議会の条例もあって、審査会に諮問する場合は、市の審査会に諮問するというところでよろしいですかね。

島津議会事務局次長 委員のおっしゃるとおりです。これまでの条例においても、議会も執行部と一体となって、この審査会に付託してきたところです。今回、条例を制定するに当たっても、やはり審査請求に関する事務は専門性が高いため、執行機関に設置される審査会を活用することにより、効率的な事務の執行が期待できると考え、そのようにしております。以上です。

笹木慶之委員 新旧条文対照表が来ておりますから、これをずっと全部を追ってみました。特に問題はないと思いましたが、改正すべきところは改正してあるし、特に数字を訂正する必要はありません。

大井淳一郎委員長 うちの会派も特に異論はありません。この条例案について、進めていくということよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、具体的な提案時期については最終日になると思っておりますけれども、そ

れに向けて動きたいと思います。それでは付議事項4点目、その他です。

中村議会事務局主査兼議事係長 付議事項1については、全員協議会での報告が即必要でありますので、10日の午前9時30分から全員協議会を開催していただき、議運決定事項の報告を委員長から行っていただけたらと思います。以上です。

大井淳一郎委員長 よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのほか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長もよろしいですか。（うなづく者あり）副議長もよろしいですね。（うなづく者あり）事務局もよろしいですね。（うなづく者あり）それでは、以上をもちまして、第39回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後1時53分 散会

---

令和5年（2023年）3月6日

議会運営委員長 大井 淳一郎